

関係各位

豊橋市長 浅井由崇
(公 印 省 略)

**社会福祉施設等施設整備費補助金（障害関係施設分）に係る
整備計画の提出について（依頼）**

標記の件につきまして、社会福祉施設等施設整備費補助金（障害関係施設分）に係る整備計画を把握するため、対象となる事業を計画している法人におかれましては、下記により期日までに関係書類を提出していただくようお願いします。

記

1 整備補助対象

- (1) **強度行動障害者(児)、重症心身障害者(児)及び医療的ケア児(者)等に対応する以下の整備を図るもの**
 - 共同生活援助事業所
 - 短期入所事業所
 - 生活介護事業所 （総量規制の例外的な取扱いに該当するものに限る）
- (2) **豊橋市障害者福祉実施計画に掲げる、福祉就労から一般就労へ移行するための就労移行支援事業所の整備を図るもの**
- (3) **防災・減災に関する以下の整備を図るもの**
 - 建築基準法に基づく耐震基準に満たない施設等(耐震化のための改築、老朽化による改築等)
 - 災害による停電時に電源確保の必要性が高い入所施設等における非常用自家発電設備
 - 災害による断水時に飲料水や生活水の確保の必要性が高い入所施設等における給水設備
 - 安全性に問題のある組積造またはコンクリートブロック造の塀(改修)

※総量規制の実施に伴い、本年度より整備補助対象は上記 1 に記載のもののみとなります。また、上記 1 に該当するものであっても、総量規制の対象となる障害福祉サービス等は新規指定や定員増ができないことから、生活介護、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、児童発達支援、放課後等デイサービスの新規指定や定員増を伴う整備計画は提出できません。

2 提出書類

(1) 令和6年度の社会福祉施設等施設整備費補助金を要望する法人

- ア 様式1 障害者（児）福祉施設の施設整備計画（長期計画）
- イ 様式2 社会福祉施設等施設整備事業 整備計画（令和6年度整備分）
- ウ 事業計画書（任意様式）

※事業を開始する目的又は現在行っている事業の状況及び開所日、開所時間、開所後に行う支援（創作的活動、生産活動、介護等）の具体的内容等、事業の概要、想定する人員（職種、人数、資格等）を記載してください。

※今回補助金を要望する事業所における特長やアピールできる取り組みを記載してください。

- エ 誓約書
- オ 施設整備費（工事費）見積書
- カ 監理業務見積書（設計業務に係る費用を含まないもの）
- キ 施設の平面図及び配置図
- ク 整備スケジュール（任意様式）
- ケ 部屋別面積一覧表（任意様式）

(2) 令和7年度から令和11年度に社会福祉施設等施設整備費補助金を要望することを計画している法人

- ア 様式1 障害者（児）福祉施設の施設整備計画（長期計画）

3 提出期限及び提出方法

提出期限：令和5年7月28日（金） ※必着（郵送又は持参）

提出先：〒440-8501 豊橋市今橋町1番地
豊橋市福祉部障害福祉課
管理・指定グループ 担当：浅野

留意事項：提出書類の不到達防止の観点から、令和6年度の社会福祉施設等施設整備費補助金を要望する法人は、**提出書類を郵送又は持参する前にあらかじめ担当者へ電話で連絡してください。**

連絡先：電話：0532-51-2340

4 留意事項

- (1) 本調査は、**国庫補助金等の交付を確約するものではありません。**
- (2) 別添のスケジュールのとおり審査を行います。豊橋市又は国の予算が措置されなかった場合、補助金は交付できません。

- (3) 誓約書に記載の内容についてよく理解し、違反することのないようにしてください。
- (4) 提出期限までに提出されない場合、計画が無いものとして取り扱います。
- (5) 下記5（4）に記載の国庫補助金交付要綱は令和4年度のもの、下記5（7）の間接補助基準単価（案）は令和5年度のもので、現時点で国から示されている最新の要綱となります。実際に補助を実施する際は、令和6年度の要綱を採用しますので、今回送付する要綱と補助単価等が変更となることがあります。
- (6) 総量規制の対象となる障害福祉サービス等は、新規指定や定員増ができないことから、本補助金の対象になりません。総量規制については、下記5（8）の通知を参照ください。

5 添付資料

- (1) 令和5年度（令和6年度整備分）社会福祉施設等施設整備事業（障害関係施設分）に係る整備補助対象【一般整備分】
- (2) 令和5年度（令和6年度整備分）社会福祉施設等施設整備事業（障害関係施設分）に係る整備補助対象【防災関係整備分】
- (3) 令和6年度 社会福祉施設等施設整備事業（障害関係施設分）スケジュール
- (4) 社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について（国庫補助金交付要綱）
- (5) 社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて
- (6) 障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について
- (7) 令和5年度1事業（1施設）当たりの間接補助基準単価（別表3-1）（案）
- (8) 令和5年度障害福祉サービス等事業所の指定に係る総量規制の実施について